



# 栃木県公報

平成 29 年  
9月12日(火)  
第2918号

## 目 次

### 告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 759
- 指定管理者の指定に係る変更..... 759

### 公 告

- 平成29年度砂利採取業務主任者試験の実施..... 760
- 県営土地改良事業に係る換地処分..... 761

### 選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の名称の変更..... 761

## 告 示

### 栃木県告示第四百十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県安足土木事務所において縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

栃木県知事 福 田 富 一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 梅ヶ丘2
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市 町 村 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
足 利 市	西 宮 町		三八二九番	一号
同	同		三八二七番一	二号
同	同		三八三一番一	三号
同	同		三八三四番一	四号
同	同		三八三四番一	五号から七号
同	同		三〇〇三番二	八号
同	同		三〇〇三番一	九号
同	同		三八四四番五	十号
同	同		三八四〇番	十一号
同	同		三八二九番	十二号

(砂防水資源課)

### 栃木県告示第415号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定

により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月12日

栃木県知事 福田 富一

施設の名称	指定管理者の名称	変更事項	変更前	変更後	変更の年月日
栃木県産業会館	一般社団法人栃木県産業会館	指定管理者の代表者の氏名	会長 北村 光弘	会長 関口 快流	平成29年 7月25日

(産業政策課)

## 公 告

### ○平成29年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項に規定する砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成29年9月12日

栃木県知事 福田 富一

- 試験日時  
平成29年11月10日（金）  
午前10時から正午まで（120分）
- 試験場所  
栃木県庁本館6階大会議室1  
宇都宮市埴田1丁目1番20号
- 試験科目
  - 砂利の採取に関する法令
  - 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受験手続
  - 受験願書及び添付書類  
砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定による受験願書1部、写真2葉（縦6cm、横5.5cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。）
  - 願書受付期間  
平成29年10月10日（火）から同月25日（水）まで。ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効。
  - 受験手数料  
栃木県収入証紙8,000円分（受験願書に貼ること。）
  - 受験資格  
特になし
  - 願書提出先及び問合せ先  
栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当（本館6階）  
〒320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号 ☎028（623）3197
  - 合格者の発表
    - 合格発表日時  
平成29年12月1日（金）午前10時
    - 合格発表場所  
県庁屋外掲示場に掲示する。

## ウ 合格証の交付

合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

## (7) その他

受験願書の用紙は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるとともに県ホームページに掲載する。

なお、用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱記の上、氏名及び住所を明記した82円分の切手を貼った返信用封筒を同封して請求すること。

(工業振興課)

## ○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営中山間茂木南部（深沢上）地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成29年9月12日

栃木県知事 福田 富 一

## 1 換地処分の年月日

平成29年8月23日

## 2 換地処分の内容

平成29年6月13日付け栃木県告示第282号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

**選挙管理委員会**

## 栃木県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり名称の変更があったので告示する。

平成29年9月12日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

施 設 の 名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
有限会社イイジマ 有料老人ホーム あたごの里	特定非営利活動法人あじさい 有料老人ホーム あたごの里	小山市城東4-15-5